

利　用　上　の　注　意

1 基 準 年 次

平成 17 年を基準年とする。(平成 17 年の平均を 100.0 とする。)

2 対 象 範 囲

日本標準産業分類 大分類D－鉱業, F－製造業（なめし革・同製品・毛皮製造業を除く。）及びG－電気（本書では「電力」と表記。）・ガス・熱供給・水道業（熱供給業、水道業を除く。）を対象範囲とした。

3 採 用 品 目

採用品目は産業総合で、生産指数 268 品目、生産者出荷指数 257 品目、生産者製品在庫指数 192 品目である。

4 分 類

分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日 総務省告示第 139 号）を基本とした業種別分類と品目の経済的用途に着目した特殊分類の 2 つの分類を設けた。

(別表 1, 2-1, 2-2 参照)

5 ウ ェ イ ト

ウェイトの表示は、品目別ウェイトが鉱工業全体に対して一万分比となる単式ウェイトを採用した。

業種別・財別・品目別ウェイトは、「平成 17 年工業統計調査」や「本邦鉱業の趨勢」等の資料をもとに、指標の業種分類に適合するように調整した上で算定した。

なお、非採用業種については製造工業全体に、また、非採用品目については各業種ごとに採用品目に、それぞれふくらましを行った。

6 算 式

算式は、基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。

$$\text{個別指標} = \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times 100.0$$

$$\text{総合指標} = \frac{(\text{個別指標} \times \text{基準時ウェイト})\text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100.0$$

なお、採用単位が金額である品目のうち、日本銀行の企業物価指数の品目定義と一致又は近い品目については、企業物価指数でデフレートを行い、価格変動の影響を除去している。

$$\text{個別指標(実質値)} = \frac{\text{個別指標(名目値)}}{\text{企業物価指數}} \times 100.0$$

7 季節調整

原指数には、直接・間接に、工場の操業日数や、特定の月に増減するなどの季節的・社会制度による1年を周期とする変動が含まれており、この季節変動パターンを計算して、原指数から取り除いた季節調整済指数を算定している。

本県では、季節調整の方法として、生産・出荷に関しては米国商務省開発によるセンサス局法(X-12-ARIMA)、在庫に関してはX-12-ARIMAのなかのX-11デフォルトを採用している。なお、X-12-ARIMAでは、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因についても調整している。

$$\text{季節調整済指標} = \text{原指標} \div (\text{季節指標} \times \text{曜日・祝祭日指標})$$

なお、平成23年年間補正において、異常値が検出された系列と異常値処理を行った種別、年月は以下のとおり。

項目	異常値種別	処理年月
生産	T C	2011年3月
	A O	2011年4月
出荷	T C	2011年3月
	A O	2011年4月
	T C	2011年6月

TC : temporary change (一時的变化)

AO : additive outlier (加法的外れ値)

8 資 料

各採用品目の資料は、主として「経済産業省生産動態統計調査」から月々の実績系列を求めている。経済産業省所管外品目の資料は、以下に示す他官公庁、事業所より実績系列を求めている。

「医薬品」茨城県保健福祉部薬務課照会

「練乳・粉乳」「バター」「飲用牛乳」	農林水産省照会
「乳飲料」「はつ酵乳」	
「製材品」「特殊合板」	
「パン」「米菓」「小麦粉」「即席麺」	
「肉製品」「マヨネーズ」「ソース」	
「ぶどう糖・異性化糖」「ビスケット類」	
「チョコレート類」「植物油脂」	
「植物油搾かす」「冷凍調理食品」	各事業所照会
「レトルト食品」「納豆」	
「クリーミングパウダー」「清涼飲料」	
「ビール」「清酒」「発泡酒」「その他の酒類」	
「配合飼料」「単体飼料」	
「電 力」	事業所照会
「ガ ス」	関東経済産業局照会

9 寄与度

ある指標の上昇又は低下の増減分に対して内訳分類の増減分がどれだけ影響を与えたかを示したものを見たものを寄与度という。

$$\text{寄与度}(\%) = \frac{\text{業種ウェイト}}{\text{総合ウェイト}} \times \frac{(\text{当年業種別指標} - \text{前年業種別指標})}{\text{前年総合指標}} \times 100.0$$

10 統計表の中の記号

- 「-」：該当数値のないもの
- 「▲」：負の数または減少したものの
- 「x」：秘密保護により隠したものの

11 グラフ・統計表の記入

グラフ及び統計表に記入された I ~ IV の数字は、第 1 四半期(1~3 月) ~ 第 4 四半期(10~12 月) (暦年ベース) を表している。

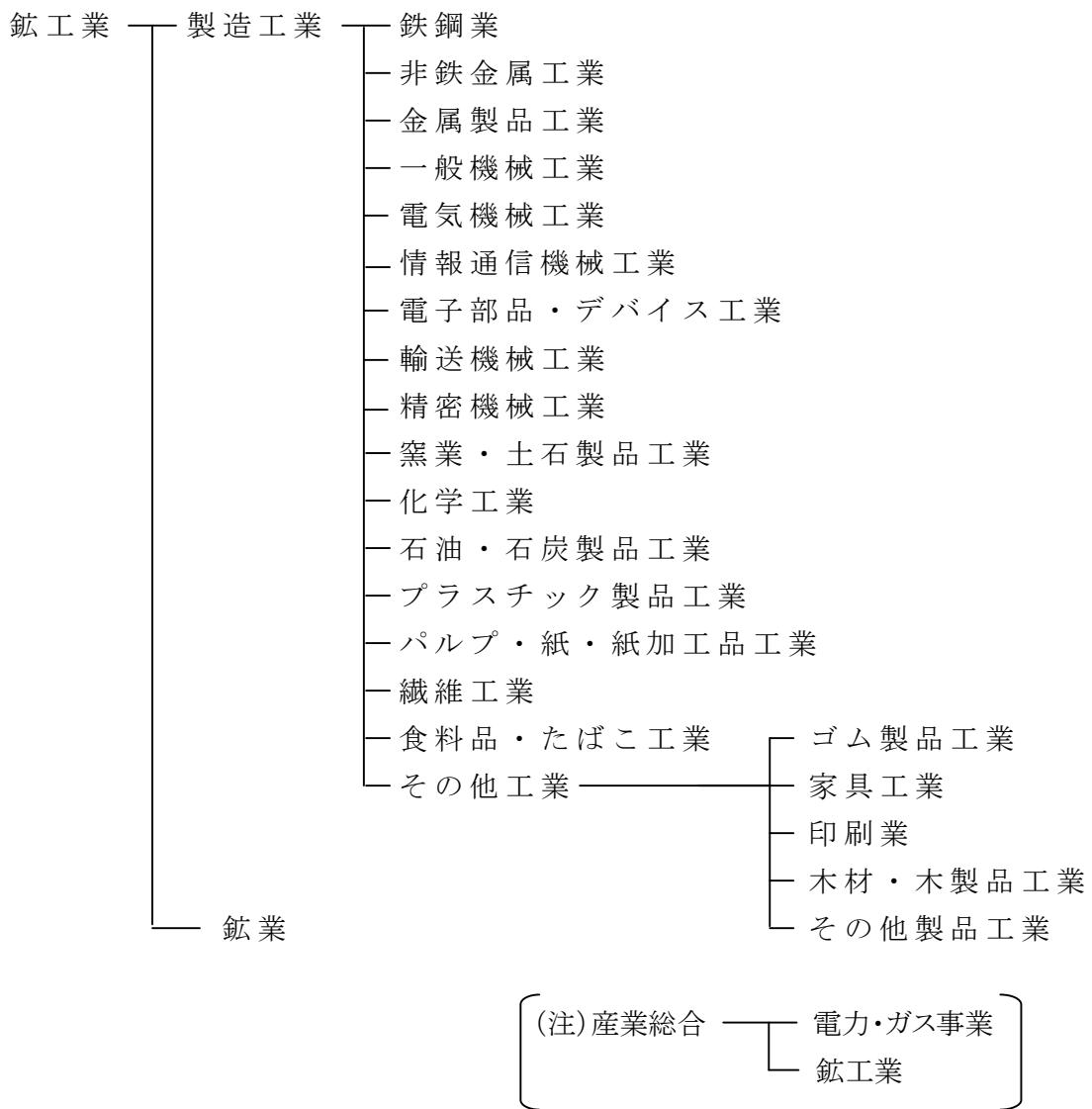
12 指数について

本書の各指標は、平成 17 年基準改定後の数値である。

生産・出荷・在庫とも、年指標は 1 月 ~ 12 月までの原指標の平均であり、四半期別指標は季節調整済指標の 3 か月平均である。

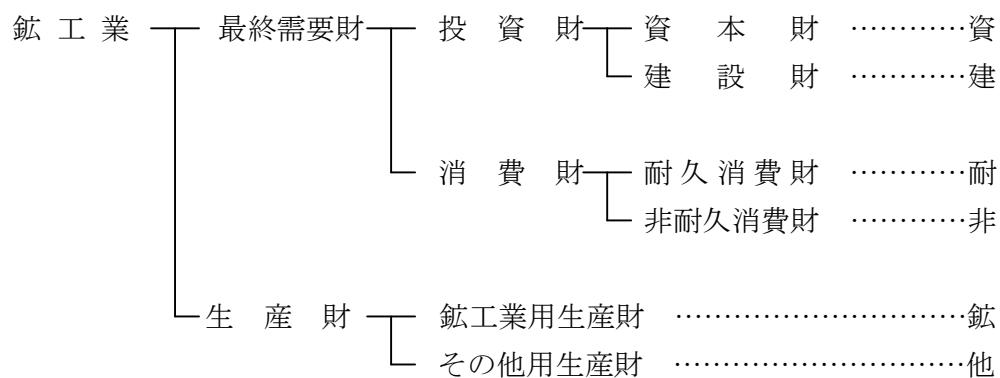
前期比は季節調整済の数値、前年同期比及び前年比は原指標の数値を使用している。

別表1：業種分類



別表 2-1：特殊分類

略称



別表 2-2：財別格付けの定義

分類	定義
最終需要財	鉱工業又は他の産業に原材料等として投入されない製品。ただし、建設財を含み、企業消費財を除く。
投資財	資本財と建設財の合計。
資本財	家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格の高いもの。
建設財	建築工事用の資材及び建築物に付随する内装品並びに土木工事用の資材。
消費財	家計で購入される製品。(耐久消費財と非耐久消費財の合計)
耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年以上で、比較的購入価格が高いもの。
非耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年未満又は比較的購入価格が低いもの。
生産財	鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品。ただし、企業消費財を含み、建設財を除く。
鉱工業用生産財	鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として再投入される製品。
その他用生産財	非鉱工業用の原材料、燃料、容器、消耗品及び企業消費財。

参考: 鉱工業指數の流れ

